



平成29年6月2日

各 位

会社名 株式会社大盛工業
代表者名 代表取締役社長 和田明彦
(コード番号1844 東証第二部)
問合せ先 総務部長 佐藤幸子
(TEL. 03-6262-9877)

当社に対して提起された損害賠償請求訴訟に対する最終対応に関するお知らせ

平成29年4月12日付けの当社開示資料「当社に対して提起された損害賠償請求訴訟の第2審（東京高等裁判所）判決に関するお知らせ」にて開示いたしましたように、当社は、東京都水道局（以下「水道局」といいます。）から、過年度に当社が施工しました上水道工事の瑕疵に関して損害賠償請求訴訟を提起され、その第1審判決（東京地方裁判所）が平成28年10月7日に、第2審判決（東京高等裁判所）が平成29年4月12日にあり、遺憾ながら両審ともに当社主張が認められず敗訴いたしました。

当社といたしましては、当該判決を踏まえ、本件訴訟に対する当社の最終対応を以下のとおり行いましたので、その内容を下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から第2審判決に至るまでの経緯

過年度に当社が施工いたしました上水道工事に関しまして、水道局より、当該工事施工に関する瑕疵が指摘され、平成23年12月26日付けにて水道局より当社に対して瑕疵の修補費用として2億2,720万9,500円の請求がありました。

当社といたしましては、水道局から当該瑕疵の指摘を受けて以降、一刻も早い修補を行うべく、修補方法等に関して水道局と各種協議を重ねてまいりました。

しかしながら、修補に関する当社の見解、提案が水道局に受け入れられず、一方的に水道局から修補費用の請求が当社になされ、また、その修補費用の金額が多額であり、当社としては到底納得できるものではなかったため、本件に関して第三者による客観的な判断を仰ぐべく、当社は、平成24年2月29日付けにて、中央建設工事紛争審査会に本件に関する調停を申請いたしました。

当該調停の場におきましては、当社主張が理解を得られる趨勢にて調停が推移いたしました。最終的には、当社と水道局との合意が形成されるに至らなかったため、当社といたしましては、本件の解決に向けて、別途の方策を検討中であります。

そのような中、平成26年1月22日、水道局より東京地方裁判所に、当社に対する損害賠償請求の提訴がなされ、その判決が平成28年10月7日にあり、当社といたしましてはその判決内容に不服であったため、平成28年10月19日に東京高等裁判所に控訴いたしました。控訴審においても当社主張が認められず、遺憾ながら当社が敗訴したものであります。

2. 第1審において訴訟を提起した者（原告）の概要

- (1) 名称 : 東京都水道局
- (2) 所在地 : 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
- (3) 代表者の役職・氏名 : 東京都公営企業管理者水道局長 醍醐 勇司

3. 判決の内容

第1審の判決内容

- (1) 被告（当社）は原告（水道局）に対し、2億2,720万9,500円及びこれに対する平成23年12月27日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用（補助参加によって生じた訴訟費用を含む。）は被告（当社）の負担とする。
- (3) この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

第2審の判決内容

- (1) 本件控訴を棄却する。
- (2) 控訴費用は控訴人（当社）の負担とする。

4. 当社の最終対応の内容

当社は、第1審及び第2審を通じて、当社の工事施工上の瑕疵は軽微なものであり、当社工事の後に行われた後続工事において、シールド・マシンが損傷する等の事故が発生した真の原因は、別の重大な問題があったことを技術面を主体として主張及び立証してまいりました。

また、第1審に先立って行われました専門家による中央建設工事紛争審査会における調停では、当社主張が理解を得られておりました。

しかしながら、第1審及び第2審ともに当社主張が認められず、当社に対して水道局請求金額の2億2,720万9,500円、及びこれに対する平成23年12月27日から支払済みまで年6分の割合による金員、並びに訴訟費用を支払えとの判決が下されました。

当社といたしましては、この判決内容は誠に遺憾なものでありますが、一方、これ以上本件訴訟を続行することに要する時間・労力・費用、第3審（最高裁判所）における逆転可能性の有無等を熟考し、当社の主要取引先でもある水道局と、本件にてこれ以上争うことは得策ではないとの判断に至りました。

このような判断のもと、本件訴訟を最終的に終結させるため、判決にて指定された各金員を支払うこととし、以下のとおり支払いを実行いたしました。

支払い期日及び明細

- | | | | |
|---|--|----------------|--|
| ① | （損害賠償金） | | |
| | 平成29年5月1日支払い | 2億2,720万9,500円 | |
| ② | （損害賠償金に対する平成23年12月27日から平成29年5月1日まで年6分の割合による金員） | | |
| | 平成29年6月2日支払い | 7,286万8,377円 | |
| ③ | 合計 | 3億7万7,877円 | |

5. 今後の見通し

なお、今回の判決結果が当社業績に与える影響につきましては、当社の平成29年度第1四半期（平成28年8月1日から平成28年10月31日）において、当該損害賠償金、及び損害賠償金に対する平成23年12月27日から支払済みまで年6分の割合による金員（当該時点にて、既に経過していた期間に相当する金員）を、訴訟損失引当金として既に計上しておりますので当社業績に与える影響はありません。

当社といたしましては、これで本件を完全に終結させることにより、後ろ向きな業務対応を終了させ、前向きに積極的な事業展開を行ってまいります。

なお、当期の業績予想は、本件が影響して当期損失を見込んでおりますが、当期もまだ2か月ほど残っており、また、土木事業などが現在好調に推移しておりますので、発表しております業績予想を良化するべく最善を尽くしてまいります。

株主の皆様には、ご心配をお掛けし誠に申し訳ございませんが、社員一同、全力で業績改善に向け業務に邁進してまいりますので、何卒、引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

以上

(参考) 平成 28 年 10 月 7 日公表の業績予想

①当期連結業績予想及び前期連結実績

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	親会社株主に帰属 する当期純利益
当期連結業績予想 (平成 29 年 7 月期)	百万円 3, 650	百万円 161	百万円 △79	百万円 △104
前期連結実績 (平成 28 年 7 月期)	-	-	-	-

(注) 前期は、連結決算を行っていないため、前期連結実績は記載していません。

②当期個別業績予想及び前期個別実績

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
当期個別業績予想 (平成 29 年 7 月期)	百万円 3, 600	百万円 170	百万円 △70	百万円 △95
前期個別実績 (平成 28 年 7 月期)	3, 507	127	147	133